

各市（区）郡剣道連盟会長 殿  
各 加 盟 団 体 会 長 殿

(一財) 宮 城 県 剣 道 連 盟  
会 長 井 上 雅 勝  
(公印省略)

剣道四・五段受審者講習会及び稽古会の開催について（ご案内）

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、剣道四・五段受審者講習会及び稽古会を下記のとおり開催することとなりました。  
今回の講習では、四・五段の付与基準と実技審査における着眼点について講師の先生から講義を  
頂きますとともに模擬審査を行い講師の先生からお一人お一人に直接指導もさせていただきます。  
つきましては、貴連盟より関係会員に周知され、多数参加くださいますようお願い申し上げます。  
なお、感染症の状況により、実施の可否を含め内容変更の可能性があることをご了承ください。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 日 時     | 令和 6 年 12 月 21 日（土） 受付 8：30 講習会 9：00～12：30                |
| 2 場 所     | 宮城県第二総合運動場（宮城県武道館）<br>仙台市太白区根岸町 15-1<br>電話番号 022-249-1216 |
| 3 講 師     | 剣道教士八段 齋藤 浩二 先生<br>剣道教士八段 名生 伊智郎 先生                       |
| 4 対 象 者   | 剣道三・四段の県内在住者で、剣道四・五段受審者<br>及び将来剣道四・五段受審者                  |
| 5 講習会内容   | 剣道四・五段審査の着眼点についての講義・模擬審査・稽古                               |
| 6 受 講 料   | <u>1,000 円(保険料を含む)受付時に納入お願いします。</u>                       |
| 7 そ の 他   | 参加上の注意事項を必読し、当日、参加者確認票を提出して<br>ください。                      |
| 7 申 込 期 日 | 令和 6 年 12 月 9 日（月）  |

(一財) 宮城県剣道連盟事務局

〒982-0845 仙台市太白区門前町 2 - 1

電 話 022-746-8461

F A X 022-746-8462

メールアドレス info@miyagi-kendo.com

# 剣道四・五段受審者講習会申込書

番号	氏名	段位	年齢	携帯番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和 6年 月 日

剣道連盟

申込締切：令和6年12月9日（月）

※受講料は、講習会当日、受付にて納入お願いいたします。

## 参加上の注意事項（必読）

### 【申込にあたっての注意事項】

- 1 基礎疾患のある方は参加できない場合があります。  
糖尿病・心臓病・肺疾患などのある方は、治療状況が良好ならば基本的に参加可能です。  
透析を受けている方・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、参加を控えてください。
- 2 参加希望者は、多人数の会食等に留意し感染防止行動をお願いします。
- 3 発熱や体調不良（咳・咽頭痛・倦怠感など）のある方は参加できません。
- 4 コロナ感染後、一定期間を経ても咳等の症状が残っている人は参加を控えてください。

### 【行事当日の注意事項】

- 1 行事当日に自宅で検温を行ってください。
- 2 下記の①・②に該当する方は参加できません。
  - ① 発熱のある方（37.5度以上）、風邪のような症状がある方、体調の良好でない方
  - ② 同居家族や身近な知人に感染者または、感染が疑われる人がいる方
- 3 マスクの着用については以下のとおりです。
  - ① 選手・受審者・講習会受講者は、面マスクまたはシールドを着用（70歳以上の方はマスクおよびシールドの着用を推奨）
  - ② 観客については、個人の判断に委ねる
- 4 更衣室の密接を避けるため、お互いに配慮をお願いします。また、できるだけ自宅で剣道着・袴に着替えての入場にご協力ください。
- 5 会場へは関係者及び主催者より許可された方以外の入場はできません。（各要項参照）
- 6 感染防止・安全対策を各自でお願いします。飲み物を準備し、水分補給を行ってください。飲み回しや容器の使い回し等をしないで、ゴミは各自で持ち帰ってください。
- 7 トイレは、空き状況を見て随時使用してください。密を避けるように配慮願います。
- 8 手指消毒や換気等を十分に行ってください。
- 9 行事終了後5日以内にコロナウイルス感染が判明の場合は直ちに当事務局・関係機関に報告してください。